

## 第9回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月26日(火) 午後13時50分～午後15時10分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 西村 恒男      2番 矢頭 恵造      3番 藤本 賢治      4番 原 泉  
5番 山田 政文      6番 欠 席      7番 斧田 孝久      8番 小俣 好三  
9番 小宮 広督      10番 久嶋 昇      11番 安藤 睦美      12番 小俣 英二  
13番 三枝 正幹      14番 庄司 有紀

欠席者 6番 平山 正幸委員

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第27号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め  
める件

議案第28号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求  
める件

議案第29号 農地法5条(一時転用)許可後の計画変更申請に対し意  
見を求める件

議案第30号 非農地証明交付申請に対し承認を求める件

議案第31号 農用地利用集積計画に対し承認を求める件

日程第3 報告第12号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦(欠席)      主査 竹下 仁      会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局      互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席くださ  
い。

只今より、令和5年第9回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よりしくお願いします。

会 長 やっと涼しくなりまして、ほっとしている処ですが、稲刈りや色々の事で忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

自分もそうなのですが、早速、利用状況調査をしていましたら、地番が同じなのが二つ有りまして、それが 10 年位前になった時に地主から言われて、同じ地番がここには二つ有ると言われて、その時に法務局に行ったら、古い公図を見たら他の地番にちゃんとなっていたのですが、古い公図を見せたら、これは参考資料で法典と呼んでいますと言われて、新しい公図が優先されますと言う事であきらめて帰って来たのです。

今日、先程時間が有ったのでまた同じことを言ってみたら、今度は検討しますと言う事になりまして、〇〇番が二つ有ったのが、〇〇番が無くなって〇〇番になっていました。

間違いないと思うのですが、そんな事が有りました。

それと 14 日の日に、うぐいすホールで農業委員それから推進委員の研修会が有りました。

皆さんご苦労さまでした。研修会でもっと働けと言うような事を言われたような気がします。

今日は案件が沢山あるようですので、よろしくお願いします。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会 長 本日は 6 番平山正幸委員が所用で欠席ですが、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議 長 規則に従い議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

#### 日程第 1 議事録署名委員の指名

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

5 番、山田 政文委員、7 番、斧田 孝久委員を指名致します。

#### 日程第 2 議案第 27 号

議 長

日程第 2、議事に入ります。

議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書の 1 ページ、2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇の〇〇〇〇の北に向かって〇・〇〇mの所です。

二つの土地は字が違いますが、地図を見て頂ければ分かりますが、隣接する農地になっています。

譲渡人の〇〇〇は、〇〇在住で土地の管理が出来ないため、近くに住む〇〇〇〇に農地を譲りたいと言う申請です。

3 ページの写真のとおり、農地は夏場で一寸草が大分生えておりましたが、耕作されておりネギとかトマトなど野菜が既に栽培されておりました。

実際には譲受人の方に貸して耕作しているようです。

計画では、近くに住む両親と共に年〇〇日程耕作が可能と言う事で、露地野菜等を栽培する計画です。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の三枝正幹委員をお願いします。

三枝委員

9 月 23 日に現地を確認しました。

地図で私の家も直ぐ近くに有るのです。目と鼻の先の所で、この網掛けの右の〇〇さんの下が私の家なので、近くに立ち寄りの際はお声を掛けてください。

前に〇〇さんの処から、〇〇さんが家を購入しておりまして、屋敷続きの〇〇さんの土地と言う事になるのですが、私の同級生の次男になるのですが、ご両親は追分の方に住んでいらっしゃるのですが、問題な





議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。  
山田委員。

山田委員 この 6 ページの図面を見て、〇〇㎡と言う黒い太線で囲って有る土地  
が、〇〇㎡と言う事。

事 務 局 そこは宅地部分ですので、そこは〇〇㎡幾つか有ったかと思えます。  
〇〇幾つかの土地と川の間が今回申請地になります。

山田委員 一寸、分りづらいので、拡大しないとこれ見て分かるかな。

事 務 局 手前の一寸細い所が。

山田委員 議案としてここに、縮尺は分からないのだけど、審査するのだから川と  
太い線の間ですよと説明だと一寸うまくないと思うよ。  
感覚でやってはまずいと思うので、本来これ拡大して見せるように分  
かるようにして貰いたい。  
線が 2 本入っているのだよね、しかも。

事 務 局 一部河川の部分と、河川になっている所のその間と言う事で、河川とそ  
の家の間がこの申請の農地と言う事で、そういう形になっています。

山田委員 ここでいくら言ってもしょうがないから。

議 長 次の時は、ちゃんと（拡大）して下さい。

山田委員 この太枠の中は既に宅地と言う事で良いのですね。  
これを併せて、この〇〇〇〇〇〇が買うと言う事ですね。  
この所有者が〇〇さんと言う事ですね。

事 務 局 今までの所有者は、相続して〇〇さん親子と言う事ですね。

小俣（英）委員 右手の草の生えた部分に白い線が有るのですが、この右側、ここは物  
置と母屋の前になるのですか、それとも手前になるのですか。

事 務 局 一寸、分りづらいのですが、横長の土地、橋の方の一部ですね。  
写真を撮りようが無いのですね、周りが藪になっていて。

小俣（英）委員 山田委員が言った、この黒い枠の手前の 2 本の線のこの部分の草  
が伸びたのが写真の境界。

事 務 局 家の前から川の方に向かって撮った写真です。

議 長 次回からもう一寸分かり易いようにお願いします。

議 長  
事 務 局

他に何かございますか。

質疑がないようですから、採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

続きまして、申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

議案書の 4 ページ、8 ページの地図と 9 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇沿い、〇〇〇の〇〇〇の近くです。

転用目的は、宅地への進入路です。

昨年、農振除外の認定を受けた農地です。その際 1 回図った経緯があります。

〇〇〇〇については、〇〇工事が進んでおり、過去何回か申請がされて来ましたが、あと 2・3 回で土地交渉も終わりになるそうです。

今回の申請は、〇〇工事により、現在宅地へ進入していた土地に橋が架かるため、その代替地として隣接地を新たな進入路にする計画です。

8 ページの地図をご覧頂きたいと思います。

申請地とその前の道路の間が、一寸境が離れていますがその所が、国道が広がるという事になります。

その申請地の左に〇〇〇と書いて有る所は一寸見づらいですが、〇〇〇さんの家になります。

この道路を〇〇する事によって、その隣に有る川に架かる橋、これを付け替えなければならないと、そうすると今、〇〇さんは地図で言うと左側から入っていた訳ですけど、その進入路が無くなってしまおうという事で、新たに家の右側の方から、地図で言うと〇〇さんの家の右側の方から新たに入っていくと言う、代替地を求めると言う事を計画しております。

譲受人の〇〇〇は、現在、〇〇在住ですが、実家の方にはお母さんが住んでいると言う事で〇〇〇の名前で申請が有りました。

以上ですけども、ご審議をお願いします。





りますが、資材等も増え手狭なため、新たに駐車場と資材置場を設けたい  
と言う事でこの場所の申請が有りました。

計画では従業員用の駐車場 5 台と社用車 2 台、単管パイプ等の資材を  
置く計画です。

現在は 11 ページに写真が有りますが、草刈りをもう〇〇〇〇の方で  
草苺だけを澄まして有りまして綺麗になっております。

ここの地目は田で、周りは田圃が多いのですけども、ここ暫くは耕作を  
していない状況のようでした。

以上ですけれども、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。  
地区担当委員の小宮広督委員をお願いします。

小宮委員 9 月 15 日の 9 時 45 分頃から事務局と私の 4 人で現地調査を行って来  
ました。

事務局の説明のとおり、〇〇〇〇の対岸に渡る、〇〇〇〇〇〇の少し先  
の〇〇〇〇を渡り右折して〇〇m位進んだ道沿いにある土地です。

丁度行った時に草刈りをされていて、地図だと宅地のように見えるので  
すけど、草刈りした草をユンボで集めていたので、それで固くなっている  
ように見えるのですけど、今の処草刈りをした状況でした。

周りもここは田圃などの農地に囲まれた場所なのですが、隣接者の同  
意も出ていますので問題は無いと思いますので、審議の方よろしくお願  
い致します。

議 長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。  
異議なしの声が有りましたので、採決に入ります。  
ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号 4 について、事務局に説明を求めます。  
事 務 局 議案書の 5 ページ、12 ページの地図と 13 ページの写真を併せてご覧  
下さい。

農地法 5 条では、工事用地など工事終了後には元の農地に戻すと言う

計画の場合、一時転用として許可を出すことが有ります。

審査基準は 5 条と同じなのですが、その後、農地の元に戻して返すと言う事が、今回の申請になりますのでお願いします。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇〇㎡の内の〇〇〇㎡を使うと言う計画です。

賃貸人は〇〇〇〇外〇名、借り手は〇〇〇〇〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇の北西〇〇m位の所です。

〇〇〇〇沿いに有る、〇〇〇〇という会社がありますけど、そこの向かいの橋を渡った所、〇〇〇との境の所になります。

転用目的は、作業員用の仮宿舍及び駐車場です。

現在、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇老朽化により、〇〇〇〇〇〇〇の建設準備が今進んでおります、〇〇〇〇の〇〇工事を請け負う〇〇〇〇で、作業員用の宿舍、従業員用事務所、それに係る駐車場〇〇台分を確保するため、この場所を一時転用して使いたいと言う計画です。

転用期間は令和〇年〇〇月末を予定しております。5 年間の一時転用と言う事になります。

〇〇地区で国道に近く、十分な面積が有る場所は他になく、この場所を利用したいと言う事で申請が有りました。

農地の状況は、13 ページにも有りますけど、去年までは耕作をしていたようなのですが、今年はこの計画も有ったと言う事で休耕中というような状況です。

以上ですけども、ご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の三枝正幹委員をお願いします。

三枝委員 9 月 23 日に現地の方に、〇〇〇、持ち主の笹子の住所の方と 2 人で現地に行って説明を受けました。

この地図の上に〇〇のマークが有るのですが、この〇〇の所から下を見渡しながら話を伺ったのですが、昨年まで〇〇〇〇の方に、自分の方でも広すぎて、昔は田圃が 7 枚、自分の田圃が有ってお父さんがやって居たようですが、もう出来ないの〇〇〇〇に貸して、〇〇〇〇がトウモロ



プしてしまいました。

設計自体は別会社で行うため、設計が認証されるまで1年半に渡ってこの工事がストップしてしまい、当初予定の3年間と言う期間では工事が出来なくなってしまったと言う事です。

そのため、一時転用期間を2年間延長して工事の続きを進めたいと言う事で申請が有りました。

延長期間は令和7年の11月末を一応予定しております。

15ページの地図を見て頂ければ、分かるかと思いますが、申請地の直ぐ近くが〇〇〇になりまして、今、〇〇の〇〇工事をしている所です。

申請地の様子は16ページに有りますが、駐車場と主に事務所と言う事で利用しております。

この期間を延ばしたいと言う申請ですけど、ご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 今事務局で説明したとおりでございます。

この場所は既に耕作放棄地と言うか荒れていた場所で、令和〇年の時に申請が出されたのですが、これは設計のために調査をするのでしようが、その調査不足、設計ミスと言うか、こういう事がこういう結果になったと思います。

本来ですともう終わっていなければいけないのですが、これが1年半延びたと言う事です

以上です。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

原委員。

原委員 設計に問題が有ったかどうか分からないのですが、中断している時に農業委員会の方に問い合わせ等なかったのでしょうか。

事務局 中断の時ははっきり言って無かったのですね。

いつ再開できるか分からないと言う事で、こちらに本来連絡が有れば

よかったですけど、その辺については私の方でも指導をしておきました。

転用期間がまだ終わって無いので、その前までに必ず出してくれと言う事で、本来は今回出る前に話をして欲しかったと言う事は言っておきましたけど。

再開が決まらなかったと言う事で、今回決まったのでこういう事と言う事で話が正式にありました。

そのことについては指導して、申請書の方にも一文入れて貰ったと言う事が有ります。県の方ですね。

以上です。

原 委員 設計と言うのは、間違い無いというふうに念を押されているのですか。  
事務局 先ほども言ったように、設計はこの〇〇〇〇という会社では出来ないらしいです。

別の設計会社が設計をする事になるので、それを〇〇〇〇の方で承認したから再開できたと言う事なので、次回は大丈夫かと言う事になるかと思えます。

議 長 他に質疑ございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

### 議案第 30 号

議 長 続きまして、議案第 30 号、非農地証明書交付申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 17 ページ、18 ページに地図と言うのは中々出来ないもので、航空写真と地図を一緒にした形のものが有りますので、併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は全て畑で面積は併せて〇〇〇㎡です。

申請者は〇〇〇です。

場所は、〇〇〇に向かう所の中腹になります。

〇〇〇の下に有ります〇〇〇の西斜面と、〇〇〇にかかる〇〇〇と言う川に大きな〇〇が有るのですが、〇〇の周辺から南の方と言う事になります。

観光担当が山を登っているので、現地に行けますかと言う事を確認したのですが、堰堤の方に向かう所に前は道が有ったのですが、台風で崩れて車ではとても行けないと、一寸危険な所有ると言う事で、現地の確認は一寸断念致しました。

〇〇〇については、更にどこから登って良いのか分からないと言う事で、断念いたしましたので、航空写真を見て頂いて判断頂ければというふうに思います。

申請者の話によりますと、祖父がこれらの土地を借金のかたに譲り受けたと、それが昭和〇年と言う話のようです。

この〇〇さんは祖父から 1 代とばしてこの土地を相続と言う形で得たのですが、〇〇に住んでいるうえに、場所自体もよく分からないと、もう山の中と言う事は分かっているのですが、正しい地目に変えて何とかしたいと言う事で、相談があった件です。

以上ですけれども、非農地証明の申請と言う事ですが、ご審議をよろしく  
お願い致します

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、進入が困難なため現地確認は行っておりませんが、地区担当委員に補足説明がありましたらお願いします。

三枝正幹委員、何か補足がございますか。

三枝委員 申請人の事が、一寸私分かっていなかったもので、今の説明でよく分かりました。

特に私の方から無いですけど、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

異議なしの声が有りました。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

### 議案第 31 号

議長 続きまして、議案第 31 号、農用地利用集積計画について意見を求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管でありますので、農林業担当の岩村リーダーに説明を求めます。

岩村主幹 大月市産業観光課の岩村と申します。よろしく申し上げます。

議案第 31 号、農業経営基盤促進法に農用地利用集積計画の審議について説明致します。

議案書 19 ページをご覧ください。

農地の貸借は農地法第 3 条による許可の他に、この農業経営基盤促進法による利用権設定が有ります。

この利用権設定は、農業委員の承認、公告を経て市長が認定をするもので有ります。

この利用権設定の特徴と致しましては、貸借期間を 3 年、5 年などと設定して、期間が満了した場合は貸借が終了となりますが、再度利用権設定による貸借の継続も可能としております。

こうした事で、貸借期間が明確な点と言うのが、この利用権設定の特徴かと思えます。

今回 2 点の議案については、何れも貸借期間が 3 年を予定しております。

利用権設定の 1 番、〇〇〇〇〇〇番、現況地目田、土地名義人が〇〇〇〇氏となっております。

この田を、下段の表の借り受け人の 1 番の〇〇〇〇さんから利用権設定の申請が有りました。

土地名義人の〇〇〇〇氏は既にお亡くなりになっておりますが、法定相続人となる配偶者、〇名の子から利用権設定による貸借について、了承を頂いております。

借り受け予定人の〇〇〇〇氏は、先月の農業委員会にて〇〇地内の農

地の利用権設定の承認を得て、馬鈴薯、里芋等を栽培予定との事で、こちらの〇〇では、大根、ニンジン、カボチャ、小麦を栽培する計画を立てられ、〇〇〇〇氏の他〇名が年間〇〇日程農業に従事する計画となっております。

次の 20 ページに位置図が有りますが、〇〇の〇〇〇〇と〇〇〇の近くの農地となります。

21 ページには現況写真が有りまして、ご覧のとおり雑草が繁茂、一部低木の植生も見受けられ、農地としての有効活用が待ち望まれます。

以上、ご審議をお願い致します。

議 長 続いて、現地調査を行っていますので、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当の小俣好三委員をお願いします。

小俣委員 初めてですので、うまく説明出来るか分かりませんが、9月15日に担当の方3名と私で現地調査を致しました。

ご覧の写真のとおり、非常に雑草が繁茂している所であります。

具体的には既にもう種を撒いており、色々している様子が見受けられたのですが、写真に小さな点々が見えると思いますけど、これはここにカボチャここに大根とか書いて有るのですが、私も一寸百姓をやっているのですが、これで大根が取れたらとても素晴らしいと思うような、見て入りましたら、長靴を履いて入ったのですが、イロコブチがいっぱい体について、委員長さんなんかはもう体中付けて、それでも種が撒いて有って芽が出ていました。

1ヶ月ほど前に、私はこの近くに田圃を持っていますので、そこに行った時に10人以上の男女がそこに入って何かやっているのを見たのです、なんだろうと思いついたのですが、そうしたら申請を目にして、種を撒いており、農業をする予定だったのだと言う事がその時に分かりました。

借りている人たちについては、全く私は分かりません。

ここの土地の持ち主は、さっきも有りましたように、〇〇、〇〇さんが亡くなって、この他にも田圃は沢山有るのですね。



それから〇〇の上の方の〇〇と言う所にも、土地をいっぱい持っている方なのですね。

その方の土地を少しでも有効活用して頂くと有難いと思っている処です。

申請の人達は、自然農法だと言うような、そんな感じですけど、この周辺、前は一寸言葉がうまくないのでですけど、拝み屋さんなんていう人たちがここをよく借りて、隣の所ですね、今はもうその人達は引き上げて、そこはもう太い木がいっぱい生えているようなそんな所です。

昔は、ここの所を地域の人が田圃にしていたのですが、今は 80%近く、こんな原野になっているこんな所です。

せっかく申請が有ったので、是非許可をと思っています。よろしく願いします。

議長

ただいま、担当と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

山田委員。

山田委員

〇〇〇〇さんは、私よく知っている方で、特に農業をやっていたと思うのですが、資料を見て、亡くなっている事を私は承知しているので、〇〇〇〇さんを書いてありますよね、説明が岩村さんの方から有ったけれど、既に居ない人なので、この表現はこの名前だとすまじい。

事務局

まだ相続が住んで無いのですね。

山田委員

これだと書類上は、これだけ見ると〇〇〇〇さんは、あれまだ生きていたかなと思うのですよ、私はね、知らない人は良いのだけれど、これだと今現在、居ない訳だからこの人が、その説明書きでも何かしないと不十分だよ。

事務局

この時点でこの人、この書類上生きていた事になってしまうのだよね。分かりました。まだ相続が済んでいない形なので、相続人の名前を入れておいた方が良いかなと思います。

矢頭委員

借り人の〇〇〇〇さん、この人について情報が分かりましたら、少し教えてもらえればと思います。

事務局

先月、〇〇でやっぱり自然農法をやりたいと言う事で申請が有った人

です。

私も特に詳しくは無いのですが、〇〇に住んでいるのですが、何人かのグループで耕作をして、自然農法をして行きたいと言う事で、一回相談が有った事が有ります。

写真の所を見て貰えば分かるように、先程も話が有りましたけれど、これ耕作放棄地のようで、実はこれで耕作中と言う形なので、一応先程も有ったように、こんなような感じでもう雑草は取らずにそのまま野菜を植えてやって行く、そういう考えでやっていると言う人のようなのですが、特に一寸表現は分からないのですが、自然農法で自給自足をして行きたいと言うような、そんな考えのグループの代表と言う事を出ている方と思います。

安藤委員

私が知っている情報だけ一寸。

大月のこの辺の近くの人ではないかなあ、番地としては、この辺の近くだと思います。

それと、全県下の人とのあれで、例えば身延の方とか、私の知っているのは〇〇の女の人がやっていて、たまたま〇〇〇〇さん、そのお姉さんが〇〇〇さんと言って、たまたま私が同級生で、そんな事で一寸話を聞いた事が有ります。

家にも来た事が有ります。〇〇〇〇さん。土が欲しいと言って腐葉土を色々な所から集めたりしていると言う事を聞いた情報で、もう少し詳しい情報をとる事でしたら、お姉さんに電話して聞きますけど。

議 長

他に質問が有る方ございますか。

原委員。

原 委員

20 ページの地図に〇〇の〇〇番の有る土地の周辺は、田圃・畑はかなり面積が有るようなのですが、一応この利用権設定に基づき、現況地目が田になっていますけど、登記上は何になっているのでしょうか。

岩村主幹

登記地目は田になっています。

議 長

他に質問有る方いらっしゃいますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。





イチゴの生産等始めていると言う話なのですが、産業観光課として〇〇〇〇〇〇の方にてこ入れを始めていると言う事ですか。

岩村主幹 昨年、産業観光課の方にご相談が有りまして、今後さらに今以上に農地を拡大して行く、大規模な農業を展開するために農林水産省の補助事業の導入等も一緒になって考えて頂けないか等々、ご相談を受けまして、まだ山田委員おっしゃられるとおおり、〇〇で始めたという処で、これから拡大して行ったら、県と一緒に国の補助事業の導入等も考えて行きたいと言う処で、その中でイチゴ等を始めていきたいと言う話は聞いております。

原 委員 補助事業が始まる前のでこ入れと言うのは何もしていませんか。

岩村主幹 市の単独の補助事業と言うのは、今、うちの企画の方で果樹と養豚、ふるさと納税返礼品が国内的に肉とシャインマスカット等の高収益作物が人気有るので、この 2 件の農業を行う場合には規則どおり補助金を交付します。

〇〇〇〇は、ブドウと畜産と言う事は無いと言う処で、今の処自費で展開をしている状況だと思います。

議 長 他に質問のある方ございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

### 日程第 3 報告事項

議 長 続きまして、日程第 3 報告事項に入ります。

報告第 12 号について事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、25 ページになりますけど、転用確認証明の報告について説明します。

番号 1、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、これは令和〇年の〇月に許可が出た所です。

家の裏が斜面になっていて、斜面の所の石垣部分と斜面の所を宅地として、家の養生として宅地に変えたいと言う事で申請が有りました。

石垣も元々有りましたし、草刈りや何かもして有るようですので、ここを宅地拡張、宅地として使える訳ではないのですが、許可得たとおりと言う事で証明書を発行しました。

それから2番ですけど、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇です。

これは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側になるのですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で作業用駐車場にしたいと言う事で申請が有り、きれいに整備されていましてので証明書を発行いたしました。

以上ですけど、報告致します。

議長 只今の報告について、質疑のある方はございますか。

質疑が無いようですから、承認頂いたものと致します。

#### 日程第4 その他

議長 日程第4その他を議題と致します。

委員の皆様からございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

事務局 (諸連絡)

議長 本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理から閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、第9回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和5年9月26日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員